

## 空家等所有者に対する情報提供等について

### 1. 本市における情報提供内容の現状と課題

空家等の所有者（将来空家等になりそうな建物の所有者も含む）に対して情報提供等を行うにあたり、所有者自身や所有している建物の状態によって、提供すべき内容が異なると考えられます。

所有者に対して本市で行っているのは、「発生予防」に主眼を置いた相続おしかけ講座と、「利活用」に主眼を置いた空家等無料相談窓口であり、「適正管理」に関する情報提供等は充分に行えているとはいえない状況です。

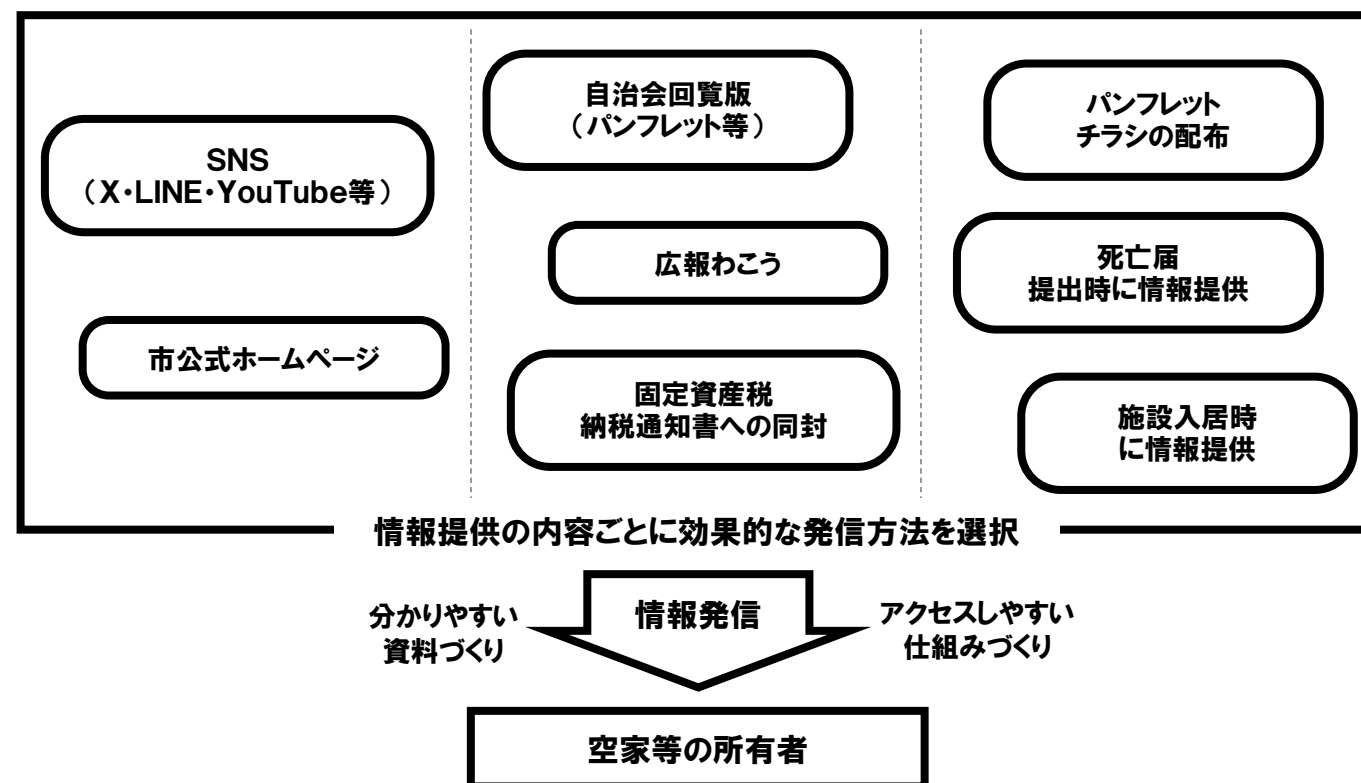
空家等の問題は様々あるため、それぞれの問題にあった情報提供等ができなければ、解決に導くことができない問題が残ってしまう可能性があります。空家等の問題に関して、「発生予防」「適正管理」「利活用」等の内容を、偏ることなく情報提供していくことが必要です。

### 2. 情報提供等の発信方法について

空家等の所有者は、空家等を適正に管理することや国や自治体の施策に協力することが、空家対策特措法による努力義務とされています。本市としても、空家等の所有者に対して、必要な情報提供・啓発活動を行っていきます。

空家等の所有者に対して確実に情報提供等ができるよう、情報提供等を行う際は効果的な発信方法を選択する必要があります。発信方法としては、SNS やホームページ等の「デジタル」ツール、啓発パンフレットやチラシを自治会に回覧してもらうことや納税通知書等に同封する「フィジカル」な対応を併用して行うことが考えられます。

また、情報提供等の内容によって効果的な発信方法が異なることが考えられるため、受け取る側が分かりやすい資料づくり、欲しい情報に簡単かつ確実にアクセスできる仕組みづくりも行っていきます。



### 3. 本市における発信方法の現状と課題

本市で行っている情報提供内容としては、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部等との協力により開設した「空家等無料相談窓口」、埼玉県が県内市町村、埼玉県司法書士会、埼玉県行政書士会等と協力して実施している「相続おしかけ講座」がありますが、無料相談窓口の利用者は年間3件（令和3年度・4年度実績）、相続おしかけ講座については利用実績がない状況です。

上記に対する本市の情報発信は、空家等の所有者が自ら情報を収集しなければなりませんでした。これでは、困りごとがあっても各種サービスを利用できるとは限らず、そもそも情報が収集できる環境にならないことも考えられるため、様々な状況を考慮して情報発信していくことが必要です。

### 4. 空家等所有者に対する今後の情報提供等について

これまで整理したとおり、空家等の所有者に対しては、発生予防、適正管理、利活用等の情報を効果的な方法で発信していくことになります。

空家等の問題を解決するためには、所有者へ一方的に情報発信を行うだけではなく、専門家団体等と連携してセミナーや相談会等を開催し、これまで空家問題に意識が低かった方々への普及啓発や、空家等の所有者に対して直接助言・提案等を行っていくことも必要です。また、遠方に住んでいる等の理由で参加できない所有者に対しても、「デジタル」「フィジカル」を活用して、相談や意見を受け取ることができる仕組みづくりも必要になります。

このような情報提供等の仕組みを継続するためには、空家等の所有者に対して、情報提供内容と発信方法を適切な組合せを考慮して行うとともに、本市の庁内体制の構築のみならず、専門家団体や自治会等との連携を強化する必要があります。

